

介護保険による訪問看護

(単位：円)

		1割負担料金	
		介護	
訪問看護費	20分未満	313	
	30分未満	470	
	30分以上1時間未満	821	
	1時間以上1時間半未満	1,125	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問（リハビリ）（注1）	1回20分	293
	*サービス提供体制強化加算として、訪問1回につき、上記料金に3単位（1割負担金3円）が加算されます。 *夜間・早朝または深夜に訪問した場合は、上記料金に25%または50%加算されます。		
加算	緊急時訪問看護加算（月1回）（注2）	574	
	特別管理加算（月1回） （注3）	（Ⅰ）	500
		（Ⅱ）	250
	複数名訪問看護加算（1回につき） （注4）	30分未満	254
		30分以上	402
	長時間訪問看護加算（1回につき）（注5）	300	
	退院時共同指導加算 （退院または退所後の初回訪問時に1回）（注6）	600	
	初回加算（初回の訪問看護を行った月に1回）（注7）	300	
	看護体制強化加算（月に1回）（注8）	200	
	ターミナルケア加算（適応時）	2,000	

※令和3年4月1日～9月30日まで感染対策加算として0,1%上乘せがあります。

令和3年4月1日現在

- (注1) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。
- (注2) 24時間の連絡相談及び緊急時訪問が行なえる体制をとっておりますので、1月につき加算されます。
- (注3) 特別な管理を必要とする状態（厚生労働大臣が定める状態ⅠまたはⅡ）については、1月につき（Ⅰ）または（Ⅱ）が加算されます。
- (注4) 厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して、指定訪問看護を行った場合に、訪問1回につき加算されます。
- (注5) 厚生労働大臣が定める状態等にあり特別管理加算が認められている利用者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後も引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となる場合に1回につき加算されます。
- (注6) 退院または退所前に主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を受け、その内容を文書により提供された場合に加算されます。
- (注7) 新規の利用に対し初回の訪問看護を行った月に算定されます。
- (注8) ①24時間の連絡相談及び緊急時訪問を利用されている利用者数、
②特別な管理を必要とする状態の利用者数、
③ターミナルケア加算の適応になった利用者数、
以上の3項目に該当する利用者数によって、1月につき加算されます。